

四万十町介護保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(保険料率) 第4条 平成30年度から3年間の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 36,000円 (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 54,000円 (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 54,000円 (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 64,800円 (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 72,000円 (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 86,400円 (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 93,600円 (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 108,000円 (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 122,400円 <u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,000円とする。</u> <u>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「27,000円」とあるのは、「45,000円」と読み替えるものとする。</u> <u>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「27,000円」とあるのは、「52,200円」と読み替えるものとする。</u>	(保険料率) 第4条 平成30年度から3年間の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 36,000円 (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 54,000円 (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 54,000円 (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 64,800円 (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 72,000円 (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 86,400円 (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 93,600円 (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 108,000円 (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 122,400円 <u>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度から3年間の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,400円とする。</u>